

議員提出議案第 1 号

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 3 月 26 日提出

尼崎市議会議員	真	鍋	修	司
同	岸	田	光	広
同	光	本	圭	佑
同	福	島	さと	り
同	真	田	泰	秀
同	波	多	正	文
同	徳	田		稔
同	北	村	章	治
同	酒	井		一

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市議会委員会条例（昭和 60 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号ウ中「水道局」を「公営企業局」に改め、同号エを削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市公営企業の設置等に関する条例（平成 29 年尼崎市条例第 26 号）の制定に伴い、条例改正の必要を認めたので、本案を提出する。